

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第32期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	アイフル株式会社
【英訳名】	AIFUL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 吉 孝
【本店の所在の場所】	京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381 - 1
【電話番号】	075（201）2000（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部・総務部担当 堀 田 保 夫
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381 - 1
【電話番号】	075（201）2000（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部・総務部担当 堀 田 保 夫
【縦覧に供する場所】	アイフル株式会社 東京支社 （東京都千代田区有楽町一丁目2番2号東宝日比谷ビル） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期 第3四半期連結 累計期間	第32期 第3四半期連結 会計期間	第31期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
営業収益 (百万円)	242,913	77,230	405,784
経常利益 (百万円)	10,888	1,833	32,065
四半期(当期)純利益 (百万円)	9,222	2,051	27,434
純資産額 (百万円)		328,738	324,520
総資産額 (百万円)		1,753,682	2,041,128
1株当たり純資産額 (円)		1,933.67	1,909.46
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	55.22	12.28	190.77
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	45.51	10.12	186.86
自己資本比率 (%)		18.4	15.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	154,487		247,524
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	146		16,420
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	289,264		133,734
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)		122,669	257,310
従業員数 (名)		4,995	5,138

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社（以下、当社と合わせて「当社グループ」）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（名）	4,995 (2,174)
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（嘱託契約の従業員、パートタイマーを含む。）は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（2）提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（名）	2,551 (636)
---------	-------------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（嘱託契約の従業員、パートタイマーを含む。）は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【営業実績】

(1) 営業店舗数及びATM台数

区分	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)
店舗数(店)	1,052
営業店舗(有人)	181
営業店舗(無人)	871
自動契約受付機(台)	975
ATM台数(台)	153,282
当社グループ分	1,058
提携分	152,224

(2) 営業収益の内訳

項目		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)
営業貸付金利息	無担保ローン	54,003	69.9
	有担保ローン	6,409	8.3
	事業者ローン	4,582	6.0
	小計	64,995	84.2
総合あっせん収益		4,407	5.7
個品あっせん収益		894	1.1
信用保証収益		2,005	2.6
その他の金融収益		61	0.1
その他の営業収益	買取債権回収高	1,404	1.8
	償却債権回収額	1,822	2.4
	その他	1,639	2.1
	小計	4,866	6.3
合計		77,230	100.0

- (注) 1. 「その他の営業収益」の「その他」は、カード会費収入等であります。
 2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国に端を発した国際的な金融市場の混乱による世界経済の急減速を受け株式・為替市場の急激な変動から、景気の先行き不透明感が強まるとともに、企業業績の悪化懸念や雇用不安等による消費マインドの低下など、景気後退が一段と鮮明になってまいりました。

また、当社グループを取り巻く経営環境は、貸金業法の段階施行や利息返還請求等の影響により、業界再編の動きが活発化するなど、厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは引き続きコスト構造改革を推進するとともに、コンプライアンス態勢の強化を目的として、社内規定・システム・社員教育・組織体制等の整備など、内部管理態勢の強化に向けた取り組みを行い、経営基盤の強化を図ってまいりました。

ローン事業につきましては、利息制限法に定める金利水準への移行や与信の厳格化を前倒して実施するなど、平成22年6月までに完全施行となる貸金業法並びに関連法令による上限金利の引き下げや貸付金額の総量規制に備え計画的な対応を行っております。

クレジットカード事業につきましては、新たにブラジル銀行と提携して「BANCO DO BRASIL LIFE Card」を発行することが決定致しました。

会員数につきましては、LIFE-WebDesk機能のさらなる改善に取り組み、お客様の利便性向上に努めたほか、『洋服の青山』や『デオデオ』を始めとした既存の各提携カードの発行が引き続き堅調に推移した結果、1,513万人（前期末比32万人増）となり、取扱高は586,274百万円となりました。

信用保証事業につきましては、宮崎県内の中小零細企業を支援し、地域の経済発展・活性化に寄与するため、宮崎県内全ての商工会議所・商工会を申込窓口とした保証提携を開始するなど、保証提携先の拡大に努めた結果、新たにアイフルにて19社、ライフにて7社との提携を開始いたしました。これにより、当社グループにおける商品別提携数は個人向け無担保ローン保証先180社、事業者向け無担保ローン保証先102社となりました。

これらの諸施策の結果、当第3四半期連結会計期間末における当社グループの営業債権残高は、営業貸付金1,454,658百万円（前期末比12.7%減）、割賦売掛金188,844百万円（前期末比0.9%減）、支払承諾見返122,766百万円（前期末比5.4%減）となりました。（債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金48,458百万円及び割賦売掛金23,906百万円の合計72,364百万円が含まれております）

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における当社グループの営業収益は77,230百万円、営業利益は1,623百万円、経常利益は1,833百万円、四半期純利益は2,051百万円となりました。

また、当第3四半期連結累計期間における当社グループの営業収益は242,913百万円、営業利益は9,585百万円、経常利益は10,888百万円、四半期純利益は9,222百万円となりました。

また、当第3四半期連結会計期間末における総資産は1,753,682百万円（前期末比14.1%減）となりました。減少の主な要因は、現金及び預金が有利子負債の返済等により減少したことや、与信厳格化の影響などにより営業貸付金が減少したことなどによるものであります。

負債につきましては1,424,943百万円（前期末比17.0%減）となりました。これは、有利子負債が返済及び償還により減少したことなどによるものであります。純資産につきましては328,738百万円（前期末比1.3%増）、自己資本比率は18.4%となりました。

当社グループは、貸金業法の完全施行に向け、引き続きコスト構造改革を推進するとともに内部管理態勢の強化に取り組んでまいります。また、厳しい事業環境を見据え、重複する事業分野の再編など選択と集中を進め、時代の変化に順応した経営によってROA1.5%を確保できる企業体制を構築してまいります。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」）は、第2四半期連結会計期間末から34,359百万円減少し、122,669百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業貸付金の減少による資金の増加額が、利息返還損失引当金の減少や、割賦売掛金の増加による資金の減少額を上回ったことなどにより、68,973百万円の増加となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

定期預金の払い戻しや、投資有価証券の売却による資金の増加額が、固定資産の取得による資金の減少額を上回ったことなどにより、574百万円の増加となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

借入金の返済や社債の償還などにより、103,859百万円の減少となりました。

（3）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（4）研究開発活動

該当事項はありません。

（5）資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、現在そして将来の営業活動及び債務の返済等の資金需要に備え十分な資金を確保するため、資金調達及び流動性の確保に努めております。必要な資金は、営業活動によって得られるキャッシュ・フロー、金融機関等からの借入れや社債の発行等によって、主として円建てにより調達しております。また、調達基盤を強固なものにするべく、資金調達の多様化を図り、調達コストの引き下げに努めております。

当社グループは、当第3四半期連結会計期間の決算日の資金、今後の営業活動及び財務活動によって確保されるであろう将来キャッシュ・フローが、当連結会計年度の決算日までの営業活動を維持するのに十分なものであると考えております。

(短期有利子負債)

当社グループの短期有利子負債は、金融機関等からの借入れ及びコマーシャルペーパーによっております。当第3四半期連結会計期間末の短期有利子負債は106,010百万円であります。短期有利子負債のうち、金融機関等からの借入れは、103,010百万円であり、その平均利率は3.18%であります。

また、コマーシャルペーパーの発行は3,000百万円であり、その平均利率は2.80%であります。

(長期有利子負債)

当社グループの長期有利子負債は、金融機関等からの借入れ及び社債によっております。当第3四半期連結会計期間末における長期有利子負債(1年以内に返済又は償還が予定されている長期借入金及び社債を含みます)は、963,692百万円であります。長期有利子負債のうち、金融機関等からの借入れは507,092百万円であり、その平均利率は2.18%であります。また社債の発行は456,600百万円であり、その平均利率は1.49%であります。長期借入金に係る返済満期までの最長期間は4年6ヵ月(平成25年6月)であり、社債に係る償還満期までの最長期間は6年10ヵ月(平成27年10月)であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	568,140,000
計	568,140,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	167,475,000	167,475,000	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数50株
計	167,475,000	167,475,000		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第27回定時株主総会（平成16年6月25日）におけるストックオプション

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,296
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数50株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	247,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,774(注)1
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,774 資本組入額 3,887
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数(新株予約権1個の目的たる株式の数)を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)に1.03を乗じた金額とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値(同日に終値がない場合は、その直近の日の終値とする。)を下回る場合は権利付与日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は併合を行う場合は、次の(1)の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$(1) \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使及び旧商法に基づき付与された株式の譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の(2)の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$(2) \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

(3) その他の条件は第27回定時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

第28回定時株主総会（平成17年6月24日）におけるストックオプション

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5,412
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数50株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	270,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,420(注)1
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,420 資本組入額 4,210
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数(新株予約権1個の目的たる株式の数)を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)に1.03を乗じた金額とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値(同日に終値がない場合は、その直近の日の終値とする。)を下回る場合は権利付与日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は併合を行う場合は、次の(1)の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$(1) \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使及び旧商法に基づき付与された株式の譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の(2)の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$(2) \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2.(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

(3) その他の条件は第28回定時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）A号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	10,000
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数50株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みにに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注)2記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1,966円とする。

(3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。ただし、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。

(4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 転換価額は、平成21年3月2日以降、983円に修正される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。

5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）B号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	10,000
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数50株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注)2記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1,966円とする。

(3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。ただし、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。

(4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 転換価額は、平成21年3月2日以降、983円に修正される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。

5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）C号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	10,000
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数50株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注)2記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1,966円とする。

(3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。ただし、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。

(4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 転換価額は、平成21年3月2日以降、983円に修正される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。

5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）D号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	10,000
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数50株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注)2記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1,966円とする。

(3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。ただし、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。

(4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 転換価額は、平成21年3月2日以降、983円に修正される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。

5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）E号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	10,000
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数50株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注)2記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1,966円とする。

(3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。ただし、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。

(4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 転換価額は、平成21年3月2日以降、983円に修正される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。

5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）F号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	10,000
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数50株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注)2記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1,966円とする。

(3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。ただし、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。

(4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 転換価額は、平成21年3月2日以降、983円に修正される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。

5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）G号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	10,000
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数50株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注)2記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1,966円とする。

(3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。ただし、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。

(4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 転換価額は、平成21年3月2日以降、983円に修正される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。

5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日		167,475,000		108,324		115,232

(5) 【大株主の状況】

1. 株式会社山勝及びその共同保有者8名から、平成20年12月22日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年12月17日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社山勝	京都市西京区松室中溝町32番地7	28,611	17.08
福田 吉孝	京都市右京区	38,203	22.81
福田 有希子	京都市右京区	195	0.12
川畑 光佐	堺市北区	67	0.04
福田 光秀	東京都港区	67	0.04
福田 守秀	京都市右京区	67	0.04
エリオリース株式会社	京都市西京区松室中溝町32番地7	10,195	6.09
福田 安孝	東京都渋谷区	3,633	2.17
株式会社丸高	京都市西京区松室中溝町32番地7	12,271	7.33

(注) 福田吉孝氏の保有株券等の数には、野村證券株式会社との株券貸借契約による29,340千株が含まれております。

2. ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその共同保有者2社から、平成20年12月19日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年12月15日付でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ゴールドマン・サックス証券 株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	1,124	0.67
Goldman Sachs International	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK	5,080	3.03
Goldman Sachs & Co.	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.	2,422	1.45

3. フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ及びその共同保有者3社から、平成20年12月19日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年12月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
フランクリン・テンプレトン・ インベストメンツ・コープ	カナダ M2N 0A7, オンタリオ州、トロント、 スイート1200、ヤング・ストリート5000	6,033	3.60
フランクリン・テンプレトン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 EH3 8BH, スコットランド、 エディンバラ、モリソン・ストリート5	1,836	1.10

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
テンブルトン・ インベストメント・ カウンセル・エルエルシー	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、 フォート・ローダデイル、スウィート2100、 イースト・プロワード・ブルヴァール500	3,080	1.84
フランクリン・テンブルトン・ インベストメンツ(アジア) リミテッド	香港、セントラル、コノートロード8、 ザ チャーターハウス 17階	564	0.34

4. マッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーション及びその共同保有者1社から、平成20年12月18日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年12月15日付でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
マッケンジー・ ファイナンシャル・ コーポレーション	カナダ、M5V 3K1、オンタリオ州、トロント、 クィーン・ストリート・ウエスト180	1,557	0.93
マッケンジー・キャンディル・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	カナダ、V6E 3R5、ブリティッシュ・ コロンビア州、バンクーバー、ウエスト・ ジョージア・ストリート2150-1055	8,904	5.32

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 455,900		単元株式数50株
完全議決権株式（その他）	普通株式 166,981,150	3,339,623	同上
単元未満株式	普通株式 37,950		
発行済株式総数	167,475,000		
総株主の議決権		3,339,623	

- (注) 1. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式150株が含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式7株及び証券保管振替機構名義の株式30株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） アイフル株式会社	京都市下京区烏丸通 五条上高砂町381-1	455,900		455,900	0.27
計		455,900		455,900	0.27

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	2,110	2,100	1,887	1,284	1,317	1,035	830	488	351
最低（円）	1,582	1,731	1,167	1,026	805	630	284	219	176

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役 常務執行役員	広報部・業務部 ・保証事業部・ I R室担当	取締役 常務執行役員	広報部・業務部 ・保証事業部・ I R室担当兼 I R室長	酒井 恒雄	平成20年10月1日
取締役 常務執行役員	経営企画本部長 兼経営企画部長	取締役 常務執行役員	経営企画本部長	涌田 暢之	平成20年11月17日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）及び「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令」（平成11年総理府・大蔵省令第32号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	123,897	228,422
営業貸付金	1,406,200	1,598,705
割賦売掛金	164,938	148,490
営業投資有価証券	1,019	1,174
支払承諾見返 有価証券	122,766	129,712
買取債権	-	2,000
その他の流動資産	63,245	105,232
貸倒引当金	239,499	297,383
流動資産合計	1,654,504	1,929,201
固定資産		
有形固定資産	39,618	42,413
無形固定資産	21,903	25,400
投資その他の資産	37,359	43,718
固定資産合計	98,881	111,532
繰延資産	296	393
資産合計	1,753,682	2,041,128
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	30,287	24,892
支払承諾	122,766	129,712
短期借入金	103,010	158,930
コマーシャル・ペーパー	3,000	5,000
1年以内償還予定の社債	65,500	55,000
1年以内返済予定の長期借入金	256,119	303,818
未払法人税等	1,406	2,204
引当金	2,169	3,851
その他の流動負債	58,698	48,420
流動負債合計	642,957	731,830
固定負債		
社債	321,100	369,100
新株予約権付社債	70,000	70,000
長期借入金	250,973	392,240
利息返還損失引当金	131,938	143,750
役員退職慰労引当金	-	1,063
その他の固定負債	7,975	8,623
固定負債合計	781,986	984,777
負債合計	1,424,943	1,716,607

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	108,324	108,324
資本剰余金	¹² 129,133	¹² 129,133
利益剰余金	91,031	86,819
自己株式	3,110	3,110
株主資本合計	325,378	321,167
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	300	2,080
繰延ヘッジ損益	2,720	4,332
評価・換算差額等合計	2,420	2,251
少数株主持分	5,779	5,604
純資産合計	328,738	324,520
負債純資産合計	1,753,682	2,041,128

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
営業収益	
営業貸付金利息	206,371
総合あっせん収益	12,519
個品あっせん収益	3,113
信用保証収益	6,093
その他の金融収益	430
その他の営業収益	14,386
営業収益合計	242,913
営業費用	
金融費用	20,827
売上原価	2,822
その他の営業費用	209,677
営業費用合計	233,327
営業利益	9,585
営業外収益	
受取配当金	684
法人税等還付加算金	452
その他の営業外収益	319
営業外収益合計	1,457
営業外費用	
投資事業組合運用損	96
その他の営業外費用	57
営業外費用合計	154
経常利益	10,888
特別利益	
投資有価証券売却益	966
その他	151
特別利益合計	1,118
特別損失	
固定資産除却損	762
その他	1,753
特別損失合計	2,515
税金等調整前四半期純利益	9,491
法人税、住民税及び事業税	1,242
法人税等還付税額	7,122
法人税等調整額	5,972
法人税等合計	93
少数株主利益	175
四半期純利益	9,222

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
営業収益	
営業貸付金利息	64,995
総合あっせん収益	4,407
個品あっせん収益	894
信用保証収益	2,005
その他の金融収益	61
その他の営業収益	4,866
営業収益合計	77,230
営業費用	
金融費用	6,820
売上原価	901
その他の営業費用	67,885
営業費用合計	75,607
営業利益	1,623
営業外収益	
保険配当金	102
法人税等還付加算金	75
その他の営業外収益	101
営業外収益合計	279
営業外費用	
為替差損	49
その他の営業外費用	19
営業外費用合計	69
経常利益	1,833
特別利益	
投資有価証券売却益	966
事業構造改善引当金戻入額	97
その他	42
特別利益合計	1,106
特別損失	
投資有価証券評価損	259
その他	450
特別損失合計	710
税金等調整前四半期純利益	2,229
法人税、住民税及び事業税	692
法人税等還付税額	2
法人税等調整額	530
法人税等合計	159
少数株主利益	19
四半期純利益	2,051

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	9,491
減価償却費	8,353
のれん償却額	641
貸倒引当金の増減額(は減少)	60,456
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	11,811
受取利息及び配当金	703
固定資産除却損	762
投資有価証券売却損益(は益)	960
営業貸付金の増減額(は増加)	192,505
割賦売掛金の増減額(は増加)	16,449
営業投資有価証券の増減額(は増加)	137
営業債権の増減額(は増加)	682
破産更生債権等の増減額(は増加)	4,225
その他の流動資産の増減額(は増加)	6,170
その他の流動負債の増減額(は減少)	16,190
その他の営業活動による増減額(は減少)	23
小計	148,754
利息及び配当金の受取額	703
法人税等の支払額	2,063
法人税等の還付額	7,091
営業活動によるキャッシュ・フロー	154,487
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期性預金の預入による支出	1,150
定期性預金の払戻による収入	3,010
有形固定資産の取得による支出	753
無形固定資産の取得による支出	3,233
投資有価証券の取得による支出	1,035
投資有価証券の売却による収入	2,273
長期貸付けによる支出	205
その他の投資活動による増減額(は減少)	1,239
投資活動によるキャッシュ・フロー	146
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	378,490
短期借入金の返済による支出	434,410
コマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	2,000
長期借入れによる収入	59,635
長期借入金の返済による支出	248,601
社債の償還による支出	37,358
自己株式の処分による収入	0
自己株式の取得による支出	0
ファイナンス・リース債務の返済による支出	8
配当金の支払額	5,010
財務活動によるキャッシュ・フロー	289,264
現金及び現金同等物に係る換算差額	9
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	134,640
現金及び現金同等物の期首残高	257,310
現金及び現金同等物の四半期末残高	122,669

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項 の変更	<p>(1) リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法につきましては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)</p>														
<p>2. 開示対象特別目的会社に関する事項の変更</p>	<p>第1四半期連結会計期間において、開示対象特別目的会社を新たに1社設立しました。また第3四半期連結会計期間において、開示対象特別目的会社を1社清算しております。</p> <p>1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>一部の連結子会社は、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、割賦売掛金、営業貸付金を裏付けとした信託受益権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社を利用しておりますが、これらには資産流動化法上の特別目的会社等があります。当該流動化において、一部の連結子会社は、まず割賦売掛金、営業貸付金に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち、優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行によって調達した資金を、売却代金として受領します。</p> <p>さらに、一部の連結子会社は、回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等を保有しています。なお、回収不足となった信託資産に対しては、貸倒引当金を設定しております。</p> <p>流動化の結果、平成20年12月末において、取引残高のある特別目的会社は6社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は93,917百万円、負債総額（単純合算）は93,879百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、一部の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>2. 当第3四半期連結累計期間における特別目的会社との取引金額等</p> <table border="1" data-bbox="491 1534 997 1758"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">主な取引の金額又は当第3四半期連結会計期間末残高（百万円）</th> <th colspan="2">主な損益</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>金額（百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡資産（注）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先受益権</td> <td>15,000</td> <td>売却損</td> <td>133</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）譲渡資産に係る取引の金額は、譲渡時点の帳簿価額を記載しております。また、譲渡資産に係る売却損は、営業収益から控除しております。</p>		主な取引の金額又は当第3四半期連結会計期間末残高（百万円）	主な損益		項目	金額（百万円）	譲渡資産（注）				優先受益権	15,000	売却損	133
	主な取引の金額又は当第3四半期連結会計期間末残高（百万円）			主な損益											
		項目	金額（百万円）												
譲渡資産（注）															
優先受益権	15,000	売却損	133												

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 個人向け無担保貸付金残高1,068,357百万円を含んで おります。	1 個人向け無担保貸付金残高1,211,024百万円を含んで おります。
2 営業貸付金に係る貸出コミットメント 営業貸付金のうち、1,347,791百万円は、リボルピング 契約によるものであります。同契約は、顧客からの申 し出を超えない範囲で一定の利用限度枠を決めてお き、利用限度額の範囲で反復して追加借入ができる契 約であります。 同契約に係る融資未実行残高は、5,435,738百万円 (有担保リボルピング契約及び事業者向けリボルピ ング契約の合計12,245百万円を含む)であります。 なお、同契約には、顧客の信用状況の変化、その他当 社グループが必要と認めた事由があるときは、契約後 も随時契約の見直し、与信保全上の措置等を講じてお ります。	2 営業貸付金に係る貸出コミットメント 営業貸付金のうち、1,544,978百万円は、リボルピング 契約によるものであります。同契約は、顧客からの申 し出を超えない範囲で一定の利用限度枠を決めてお き、利用限度額の範囲で反復して追加借入ができる契 約であります。 同契約に係る融資未実行残高は、5,761,393百万円 (有担保リボルピング契約及び事業者向けリボルピ ング契約の合計23,148百万円を含む)であります。 なお、同契約には、顧客の信用状況の変化、その他当 社グループが必要と認めた事由があるときは、契約後 も随時契約の見直し、与信保全上の措置等を講じてお ります。
3 債権の流動化 債権の流動化に伴いオフバランスとなった営業貸付 金及び割賦売掛金の当第3四半期連結会計期間末の 金額は72,364百万円であり、その内訳は次のとおりで あります。	3 債権の流動化 債権の流動化に伴いオフバランスとなった営業貸付 金及び割賦売掛金の当連結会計年度末の金額は 108,971百万円であり、その内訳は次のとおりでありま す。
営業貸付金 48,458百万円	営業貸付金 66,976百万円
割賦売掛金 23,906	割賦売掛金 41,995
計 72,364	計 108,971
4 割賦売掛金	4 割賦売掛金
総合あっせん 129,559百万円	総合あっせん 100,901百万円
個品あっせん 35,378	個品あっせん 47,588
計 164,938	計 148,490
6 商品 278百万円	6 商品 235百万円
その他 62,967百万円	その他 104,997百万円
7 営業貸付金に優先的に充当すると見込まれる利息返 還見積額76,827百万円が含まれております。	7 営業貸付金に優先的に充当すると見込まれる利息返 還見積額108,973百万円が含まれております。
8 有形固定資産の減価償却累計額 37,146百万円	8 有形固定資産の減価償却累計額 35,169百万円
9 のれん 1,646百万円	9 のれん 2,288百万円
その他 20,256百万円	その他 23,111百万円
10 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 30,458百万円	10 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 33,031百万円

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)					前連結会計年度末 (平成20年3月31日)				
11 割賦繰延利益					11 割賦繰延利益				
	前期末 残高 (百万円)	当四半期 受入高 (百万円)	当四半期 実現高 (百万円)	当四半期末 残高 (百万円)		前期末残高 (百万円)	当期受入高 (百万円)	当期実現高 (百万円)	当期末残高 (百万円)
総合 あっせん	763	12,333	12,390	705 (139)	総合 あっせん	1,087	14,466	14,791	763 (213)
個品 あっせん	3,300	1,861	2,947	2,215 (241)	個品 あっせん	7,181	2,737	6,617	3,300 (363)
信用保証	137	2,520	2,546	111 (-)	信用保証	181	3,777	3,820	137 (-)
融資	0	51,503	51,503	0 (-)	融資	3	84,906	84,908	0 (-)
計	4,203	68,219	69,388	3,033 (381)	計	8,453	105,887	110,138	4,203 (576)
(注) () 内金額は、加盟店手数料で内書きとなっております。 12 資本剰余金には、簡易株式交換方式による資本準備金増加額18,693百万円(資本連結手続上、認識された子会社株式評価差額金13,900百万円を含む)が含まれております。					(注) () 内金額は、加盟店手数料で内書きとなっております。 12 同左				

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 その他の営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
支払手数料	15,275百万円
貸倒引当金繰入額	73,510
利息返還損失引当金繰入額	47,187
従業員給料及び賞与	23,304
賞与引当金繰入額	1,651
のれん償却額	641

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1 その他の営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
支払手数料	4,796百万円
貸倒引当金繰入額	35,988
利息返還損失引当金繰入額	4,275
従業員給料及び賞与	6,472
賞与引当金繰入額	1,211
のれん償却額	213

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	123,897百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	1,227
<hr/>	<hr/>
現金及び現金同等物	122,669

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
 普通株式 167,475,000株
2. 自己株式の種類及び株式数
 普通株式 456,124株
3. 新株予約権等に関する事項
 該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月19日 取締役会	普通株式	3,340	20	平成20年3月31日	平成20年6月25日	利益剰余金
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	1,670	10	平成20年9月30日	平成20年12月10日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
 全セグメントの営業収益の合計、営業利益の金額の合計額に占める「金融事業」の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
 本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
 海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,933円67銭	1株当たり純資産額	1,909円46銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	55円22銭	1株当たり四半期純利益金額	12円28銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	45円51銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	10円12銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	328,738百万円	324,520百万円
純資産の部の合計額から控除する金額 (うち少数株主持分)	5,779百万円 (5,779百万円)	5,604百万円 (5,604百万円)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額	322,958百万円	318,915百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末(期末)の普通株式の数	167,018,876株	167,019,283株

(注) 2. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益	9,222百万円	2,051百万円
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純利益	9,222百万円	2,051百万円
普通株式の期中平均株式数	167,019,138株	167,019,021株
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額		
普通株式増加数	35,605,289株	35,605,289株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

剰余金の配当に関する事項

平成20年11月6日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

(1) 配当金の総額	1,670百万円
(2) 1株当たり配当額	10円00銭

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月4日

アイフル株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 一浩 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西野 徳一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイフル株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイフル株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。